

「南相馬市小高区におけるまちづくりプランのとりまとめ支援業務」の質問回答

No.	資料名	項目	質問	回答
1	仕様書	1. 業務目的	『まちづくりプラン』の範囲はどこまでを想定されていますでしょうか。総合計画に準拠したすべての範囲でしょうか。それともある程度絞った範囲を想定されていますでしょうか。	南相馬市総合計画にあるすべての範囲について準拠する想定はありません。小高区の住民や関係者の意見を聞き、その意見をとりまとめながら小高区の「まちづくりプラン」を作っていくことを想定しています。基本的には「賑わいづくり・なりわいづくり」が中心になると想定していますが、住民や関係者の意見によりさまざまな可能性があるものと考えております。
2	仕様書	3. 業務内容 (2) 令和6年度における業務内容	検討メンバーの人数や構成については、事務局としての想定はありますでしょうか。または提案者からの提案によるという認識で合っていますでしょうか。	検討メンバーにつきましては、現時点では人数の制限は考えておりません。小高で活躍されている方には広くお声がけしたいと考えており、採択事業者様からも提案いただきながら、幅広い構成とすることを想定しています。
3	仕様書	3. 業務内容 (2) 令和6年度における業務内容	ワークショップの開催について、ワークショップの参加者は上記2の『検討メンバー』という理解で合っていますでしょうか。または『検討メンバー』とは別のメンバーを想定されていますでしょうか。それとも提案者からの提案によるという認識で合っていますでしょうか。	ワークショップ参加者=検討メンバーという理解で支障ありません。なお、上記(2)のとおり、検討メンバーは、採択事業者様からも提案いただきながら幅広い構成にしていきたいと考えています。
3	仕様書	3. 業務内容 (2) 令和6年度における業務内容	検討メンバー、ワークショップの参加者のリクルートについて、南相馬市や地域団体等からの紹介などの支援を得ることは可能でしょうか。	検討メンバーのリクルートについては、必要に応じて関係機関に相談することを想定していますが、現時点で保証されているものではありません。
4	仕様書	2. 業務目的	業務託仕様書によれば、機構は、第二期復興・創生期間取組方針（令和4年3月8日付け）に従い、12市町村に対する支援を実施していくことと記載されています。広範な帰還困難区域を抱える中4町（双葉、大熊、浪江、富岡）について、特に関心があり、これらの中4町についての同様の支援業務の公募は、今年・明年は予定されているでしょうか。	中4町についての同様の支援業務の公募は、現時点では、今年度これから公募する予定はなく、来年度の公募案件についても未定です。
5	契約書（案）	第6条（再委託）	契約書の第6条で、「本件業務の全部を第三者に再委託してはならない」とありますが、再委託の限度額（例えば、6割など）の基準はありますか。	明確に定めているものではありませんが、総金額の50%以内が目安と考えます。
6	契約書（案）	第6条（再委託）	再委託契約の中で、再委託先に10%の一般管理費は計上できるでしょうか。	一般管理費の対象としては、人件費・事業費が対象となります。詳しくは、調達情報のHPに掲載しています「（様式2）見積書様式」を参照ください。
7	契約書（案）	第6条（再委託）	再委託契約のひな型は指定されているでしょうか。	再委託契約のひな型はありませんので、貴社が通常使用している標準契約書にて契約を締結してください。ただし、調達情報のHPに掲載しています「業務委託契約書（案）」の第6条第2項・第3項に記載されている内容を踏まえた形で、契約の締結をしていただきますようお願いいたします。

「南相馬市小高区におけるまちづくりプランのとりまとめ支援業務」の質問回答

No.	資料名	項目	質問	回答
8	契約書（案）	第6条（再委託）	再委託先への支払いは、貴機構との精算の前に完了している必要はあるでしょうか。	必要ありません。貴社と再委託先との契約内容に基づき、支払いを行ってください。
9	募集要項	8. 提案書・見積書に記載すべき事項	ヒアリング先に、謝金ではなく、地元小高のお土産（5000円以下）などを配布することを考えていますが、このような費用を会議費として計上することは可能でしょうか。	お土産代については、一般的に交際費とみなされる費用であるため、「経費等」の対象外といたします。
10	募集要項	8. 提案書・見積書に記載すべき事項	出張の際の宿泊費・交通費、検討会議開催の際の会場費・飲料費などの領収書は全て取りますが、その支払いは、銀行振り込みが可能でない場合が多いことから、会社名義のカードから支払いでよろしいでしょうか。	問題ございません。
11	募集要項	8. 提案書・見積書に記載すべき事項	昨年、貴機構から事業を受託した際に提出した、業務日誌については、本事業においても、提出が求められるでしょうか。また、車移動が多くなると予想されますが、昨年事業同様、キロ当たり単価の精算で行うこととなるでしょうか。	業務日誌は、経費等を別途精算するためにご提出いただいていたのですが、本業務においては経費等を見積書に含めてご提出いただくこととしておりますため、提出は不要です。 また、キロ当たりの単価の精算についても、ガソリン代を経費等として見積書に含めていただくこととなりますため、そのように積算し見積書に計上いただきますようお願いいたします。
12	募集要項	3. 応募資格	複数法人がコンソーシアム方式で業務を受託する場合、幹事法人以外も10%の一般管理費が計上できると理解してよいでしょうか。	認識いただいているとおりとなります。
13	募集要項	3. 応募資格	コンソーシアム方式での精算などの手続きは、幹事法人が取りまとめるのではなく、各法人別々に貴機構と行うという理解でよろしいでしょうか。	本公募案件にコンソーシアムで応札いただく場合には、コンソーシアムへの参加企業の中から代表幹事を決めていただきます。 弊機構とのやりとりは代表幹事とおして実施させていただきます。 よって、業務委託料の支払いについては、弊機構から代表幹事へ支払いを行い、代表幹事から参加企業への支払いを行っていただくこととなります。